

(第1回) 契約変更の内容

契 約 変 更 年 月 日	令和 6 年 4 月 2 4 日
契 約 業 者 名	竹内建設 (株)
契 約 業 者 の 住 所	千葉県印旛郡本埜村竜腹寺 5 9 8 - 2
工 事 の 名 称	R 5 国道 3 5 7 号海老川大橋下部工事
工 事 場 所	千葉県船橋市浜町二丁目地先
工 事 種 別	一般土木工事
工 事 概 要	作業土工 1 式 橋脚躯体工 1 式 構造物撤去工 1 式 仮設工 1 式
工 期 (自)	令和 6 年 4 月 1 日
工 期 (至)	令和 7 年 2 月 2 7 日
変 更 前 の 契 約 金 額	2 2 0 , 7 7 0 , 0 0 0 円 (税込み)
変 更 金 額	+ 3 , 1 7 9 , 0 0 0 円 (税込み)
変 更 後 の 契 約 金 額	2 2 3 , 9 4 9 , 0 0 0 円 (税込み)
変 更 理 由	1. 新労務単価特例措置の適用 本工事は、「令和 6 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価について」の運用に係る特例措置について (令和 6 年 2 月 1 6 日付け国会公契第 2 5 号、国官技第 3 4 4 号、国営管第 4 4 3 号、国営計第 1 5 5 号、国港総第 6 1 9 号、国港技第 1 0 9 号、国空予管第 1 4 4 8 号、国空空技第 5 3 5 号、国空交企第 4 0 6 号、国北予第 1 8 号) の通知に基づく対応が可能な工事である。 令和 6 年 3 月 1 2 日付けで工事受注者より上記、特例措置に基づく変更の請求があったため、工事請負契約書第 6 2 条に基づき協議を行い、契約変更を行うものである。